

令和 7 年度第 3 回教育委員会会議日程

開催期日 令和 7 年 6 月 16 日（月）

開催時間 15 時 00 分

開催場所 芽室町役場 2 階応接・会議室

開 会

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 議案第 1 2 号 財産取得（中学校情報機器購入）の議案に対する意見申し出
の件（非公開）

閉 会

日程第 2

議案第 1 2 号

財産取得（中学校情報機器購入）の議案に対する意見申し出の件
（非公開）

財産取得（中学校情報機器購入）の議案に対する意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条及び芽室町教育委員会事務委任規則第 1 条第 1 項第 3 号に基づき、町長に対し申し出ようとするものであります。

令和 7 年 6 月 1 6 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教 推 第 6 3 号

令和 7 年 6 月 1 6 日

芽室町長 手 島 旭 様

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教育財産の取得について（申出）

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び芽室町教育委員会事務委任規則に基づき、申し出ます。

（教育推進課教育総務係）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関係条文抜すい）

〔昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号〕

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分
その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作
成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

昭和39年3月31日条例第21号

改正

昭和50年6月27日条例第47号

昭和52年6月24日条例第35号

平成5年3月29日条例第9号

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(趣旨)

第1条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格1,500万円以上の不動産又は動産の買入れ又は売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る。）とする。

附 則

- 1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。
- 2 芽室町契約条例（昭和29年条例第14号）は、廃止する。

附 則（昭和50年条例第47号）

この条例は、昭和50年7月1日から施行する。

附 則（昭和52年条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

○芽室町教育委員会事務委任規則

昭和 52 年 11 月 16 日教委規則第 4 号

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるもの以外の事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政の運営に関する一般方針を決定すること。
- (2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 1 件 1,000 万円を超える教育財産の取得を町長に申し出ること。
- (4) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について町長に意見を申し出ること。
- (5) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (6) 教育長及び課長等の任免を行うこと。
- (7) 学校その他教育施設の敷地の設定及び変更を決定すること。
- (8) 1 件 1,000 万円を超える工事の計画を町長に申し出ること。
- (9) 道費負担教職員の懲戒及び任免その他の進退について内申すること。
- (10) 道費負担教職員の服務監督の一般方針を定めること。
- (11) 前 2 号に定めるもののほか、人事の一般方針を定めること。
- (12) スポーツ推進委員、社会教育委員その他の附属機関の委員を委嘱すること。
- (13) 校長、教頭、教諭その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱すること。
- (15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 指定文化財の指定及び解除を行うこと。
- (17) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定による点検及び評価に関すること。

第 2 条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会の決定によらなければならない。

第 3 条 教育長は、第 1 条の規定により教育長に委任された事務で重要な事項について次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を得なければならない。